平成30年度創業支援事業者補助金

公募期間：
5月21日～6月22日

1. 補助対象事業

産業競争力強化法の法律認定を受けた市区町村創業支援（等）事業計画（以下、「創業支援事業計画」という）に基づき、市区町村以外（市区町村と連携して創業を支援する事業を実施する者）が行う創業支援事業のうち、「特定創業支援事業」と「創業機運醸成事業」。尚、産業競争力強化法は、今年度改正予定で国会審議中であり、成立後、計画名称が創業支援等事業計画になり、「創業機運醸成事業」が追加される。尚、既存計画は新計画にスライドされる為、既存計画の空白期間はなし。

2. 補助対象者

創業支援（等）事業計画に位置づけられ、「特定創業支援事業」と「創業機運醸成事業」を実施する認定連携創業支援（等）事業者（以下、「創業支援事業者」という）の法人（組合を含む）

3. 補助対象経費等

補助率	補助対象経費の3分の2以内
補助事業期間	交付決定日以降（平成30年7月中旬以降）～平成30年12月31日（最大）
補助金額	1,000万円以内（下限額50万円）
補助対象経費	人件費（創業支援事業計画の始期以降の雇用者に限る）、謝金、旅費、設備費（レンタルリースに限る）、会場借料費、広報費、外注費、委託費 ※補助対象外の経費 不動産取得費、内装工事費、電話代等の通信費、光熱水費、設備取得費など

4. 申請手続

・創業支援事業者の中で代表者を決め、代表者が必要経費を取りまとめて、市区町村の確認書を添付し申請。
・各種経費の支払は、代表者（A）が共同実施者分も含め、全額補助事業期間内に行うものとします。（下図参照）。

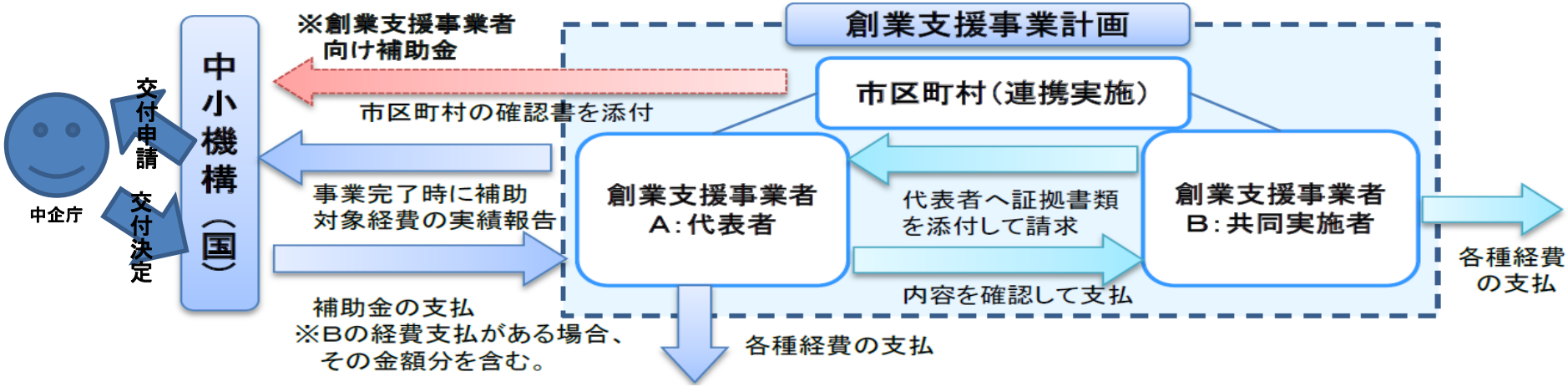

5. 詳細情報掲載WEBサイト：http://www.smrj.go.jp/supporter/startup/index.html（中小機構HP）

※上記WEBサイトに公募要項等を掲載いたします。